

Title	近世農政思想の一考察：幽谷の場合
Sub Title	Some reflections on the agrar-policy in the last stage of the Tokugawa period : Fujita Yukoku (1774-1826)
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.5 (1959. 5) ,p.387(1)- 406(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19590501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

安藤精一著

『近世在方商業の研究』……………速水 融(七五)

エリーカ・ケーニツヒ著

『ドイツ社会民主党と経済独占の到来』……………正田庄次郎(七六)

ドナルド・リード著

『ピーターラー——虐殺とその背景』……………飯田 鼎(八三)

近世農政思想の一考察

——幽谷の場合——

島崎隆夫

「本多利明の農政論—その前提—」〔三田学会雑誌〕第五十一巻第五号)及び「本多利明の農政論(続)—その経済政策の性格—」〔三田学会雑誌〕第五十一巻第十号)の二抽論において、本多利明(寛保三年—文政三年・一七四三—一八二〇)の農政論について考察して来た筆者は、いわゆる「四大急務、小急務、三慮」等の施策の中に見出された経世策を利明が樹立するに至った現実的根拠として、急迫しつつあった対外関係の発生と共に、当時の国内社会経済事情乃至政治情勢の重大化を指摘した。利明が生存した寛保三年より文政三年に至る時代は、いわゆる「田沼時代」より松平定信の「寛政の治」を経て「文化・文政の大御所時代」に至る時期であって、心ある識者にとっては、まことに容易ならぬ時代として目に映はじめていた。利明の活躍の舞台であった国内事情及び国際関係と同じ現実が、筆者がこの抽論において考察せんとする水戸学派の

第二期、六世文公、七世武公の世に、後期水戸学の基礎をおいたという意味においても極めて重要な役割を演じ、とくにその農政思想において注目すべき著作たる「勸農或問」(寛政十一年・一七九七)を書いた藤田幽谷(安永三年—文政九年・一七七四—一八二六)の経済思想とくに農政に関する諸献策を生み出したのであった。幽谷の経済思想は利明等を生み出したその同一の国内及び国外事情を背景に、当時の諸思潮の中に形成・発現したものであるが、より具体的には、幽谷をつつむ水戸藩に伝わる義公以来のいわゆる「水戸学」の思想的土壌と、徳川御三家の一つであるという特殊な政治的地位と、水戸藩領が関東地方における一地方として持つ社会経済的構造とその発展との関連の下に生まれたものである。幽谷によって示された経済思想とくに農政思想が、利明に現われたそれとはおのずからその視角を異にし、その献策の内容をいちじるしく相違する結果となったことを見逃す事は出来ない。また幽谷の思想は水戸学の「尊王論」「攘夷論」の発展史上において重要な役割をなし

た。すなわち幽谷の思想は、その子東湖、弟子正志齋らによりさらに発展され、幕末における支配的な思想につらなっている。これら尊王・攘夷思想の持つ意味とその演じた歴史的意義とを正しく規定することは、幕末政治史乃至政治思想史の上に重要である。しかも、彼等の主張した尊王論・攘夷論はその根底の一つに農本主義的、重農主義的な農政論があった。かかる点よりみても幽谷において、いちじるしい形で展開された、農本主義的な、保守的な農政論に注目することが必要である。また幽谷の農政論を検討することは、時期的には若干相前後するが、信淵、尊徳、幽学らの農政論や経世策や、あるいは永常らの農学を念頭におき、享保以降変質しつつあった農村に対する農政の在り方を考究せんとする筆者の意図とも関係を持っている。

(注一) 拙稿「本多利明の農政論」(「三田学会雑誌」第五十一巻第五号)七頁以下参照。

二

いわゆる「水戸学」乃至「水戸学派」の名称は水戸の学者、思想家らが自称したのではなく、他から呼称されたものである。水戸では「常陸の学」(藤田東湖)、「実学」、あるいは「正学」と称していた。ここで「実学」と自らの学問を称したのは実際の役に立つ学問、実際に之を自己の身に行ない、天下に行なうべき学問という意

よりなされた研究をいまは問わぬこととして、それより離れた立場よりする研究をみると、その主要なる研究課題は、水戸学成立、発展の学的・思想的系譜の問題、水戸学の性格をいかに規定するかの性格規定の問題、さらにそれらの背後にある水戸藩の社会・経済的乃至政治的諸事情の経済史的、政治史的研究の諸問題にしばられる。水戸学の成立・発展の学的・思想的系譜を探る場合、その創始者である義公以下諸学者の儒教思想の系譜、発展が問われ、ついで神道や国学よりの影響、蘭学の流入等の検討が重要である。水戸学の性格規定に関しては、鹿野氏の論文に要約せられていることと、一つは永田広志氏「唯物史観日本哲学思想史」(昭和十四年)にみられる見解である。それは国学→水戸学の発展方向に「国民主義の形成」を認め、とくに東湖と正志の思想の中に「国学において萌芽を見せたこの国民意識を、かかる情勢の下で、一層発展した形態において代表したものを」を見出し、「水戸学は、この抬頭せる国民主義的傾向を代表したことによって、当時の政治運動→安政開国前後に燃え上った攘夷運動および幕政運動の指導理論として大きな役割を演じた」と評価した。攘夷思想を「保守的要因と、当時においては進歩的だった国民主義的動向とが錯綜したもの」とし、それと尊王思想とが結びつき、国内政治改革の気運を準備し、封建的割拠から国民的統一への方向に展開されたとみた。かくて後期水戸学は「日本における国民主義の最初の政治的定式化」と規定されていた。^(注五)そこには反封建、反幕藩的思潮の抬頭としての性格が強く指摘されてい

近世農政思想の一考察

味であり、空理、空論の為めの学問ではなく、道の実践のための学問、政治其の他の事業の上に生かして行くための学問を意味していたと思われ。^(注六)この水戸学は時代的にみて、ほぼ三期に区分される。^(注七)第一期は義公・徳川光圀(寛永五年—元禄一三年・一六二八—一七〇〇)の彰考館(寛文一二年・一六七二)を中心に、「大日本史」編修の目的で、多くの学者が活躍した創業の時代であり、第二期は第六世文公・徳川治保の世において、立原翠軒、小宮山楓軒及び藤田幽谷らを中心とした中興期、大日本史編修の水戸学を実学に導き入れた時代であり、第三期は烈公・徳川斎昭(寛政一二年—万延元年・一八〇〇—一八六〇)の治世における水戸学の集成時代であり、この時期は水戸学が系統的に組織され、直接政治問題に関与すること多く、尊王論、攘夷論が唱えられ、代表的人物として会沢正志齋、藤田東湖らを生んだ時代である。以上の区分とは別に、水戸学はその内容より二つに区別される。^(注八)その一は「水戸史学」であり、他は「水戸政教学」である。前者「水戸史学」は主に「大日本史」編修を中心として展開したものであり、後者「水戸政教学」は幽谷等を先駆として主に「弘道館記」を土台に、尊王・攘夷論を中心に政治・経済問題を論じ一時天下を動かすに至ったものを意味し、この両者を綜合したものが「水戸学」と呼ばれる内容の全体である。

さて、今日まで行なわれて来た水戸学研究の発展を回顧すれば、戦前においては、日本精神顕彰の立場よりの研究が盛に行なわれ、戦後においては顕彰的立場を離れた研究が進められた。顕彰的立場た。この批判として生まれて来た見解に、遠山茂樹氏其の他の主張がある。遠山氏は「水戸学の性格」(中村孝也編「生活と思想」昭和十九年、所収)、「明治維新」(昭和二十六年)、「尊王攘夷思想とナショナリズム」(東洋文化講座「尊攘思想と絶対主義」昭和二十三年所収)等において、尊王論及び攘夷論を検討した。^(注九)尊王と攘夷は共に本来儒教的名分論にもとづくもので、内においては君臣の大義、外に対しては華夷内外の弁として表現されたもので、近代的な国家意識、国民意識の観念を生長させる条件を全く欠除していた封建制度下においては、自尊排外の名分論を説くに急であった攘夷論の中には近代的な国家意識、国民意識は由来するものではない。攘夷論に共通する顕著な特色は愚民観であり、民衆を愚かなもの、頼むに足らざるものとして、国家観念の外に追放し、国家意識を支配階級の独占物としようとする考え方であり、日本人の全一性性を否定する封建意識と考える。「尊王攘夷思想も、その名分論としての性格故に、封建制にたいする革命思想たりえなかった」。「わが尊王攘夷思想が、民主主義ないし国際主義と結合したという意味でのナショナルリズムでなかったことはいうまでもない。それは元来封建思想以外の何物でもなかった。」と遠山氏は尊王攘夷思想の性格を規定し、水戸の尊王攘夷論者として著名な藤田幽谷にあらわれた愚民観を包含する攘夷論は、断じて近代的国民意識、国民的独立意識のすなおな表現とは見なすことができないと評価した。かくて、遠山氏は水戸学を「封建反動的な性格」と規定し、封建制の補強ないし改良

の理念を提供したところに水戸学の意義があると論じている。西郷信綱氏は「国学の批判」において水戸学を封建貴族階級の治者イデオロギーそのものと規定し、山口宗之氏もまたほぼこの方向において水戸学の性格を規定し、とくに会沢正志斎の晩年の政治的行動を通じて、山口氏はそこに「ただ封建制下のわが藩、更にその宗家である徳川將軍の安泰と、この幕府により支配されるべき天下を新勢力の脅威から擁護することにこそ、その情熱のすべてが注がれていた」ことをみ、彼の国体論乃至尊王論が結局革新性に遠く、現実の秩序と矛盾しないように説かれた封建的教學の主張に外ならないこと、その反動性は儒教的教養にうらうちされたいわゆる封建理念が、その思想の中核を形成しており、封建道徳、特に將軍の御三家としての敬慕思想がかたくななまでに彼の意識を規定していたことより生じて来たこと、この敬慕思想が藩主への忠誠につらなり、水戸家、水戸藩の永世安泰を願うところから幕府の方針と迎合して行ったこと、等を指摘し、水戸学の明治維新の指導的思想としての役割が大幅に後退せしめられ、その不毛性を力説している。最後に丸山眞男氏による水戸学の性格の規定がある。とくに後期水戸学に典型的に示されているところは、外国勢力の脅威に対し国内の一致の要請があり、作為の論理を停滯せしめ、むしろ自然的秩序思想を復活せしめ、「封建的階級統制を以て我國固有の道と看做し、それを維持することが即ち日本を外敵から擁護する所以」であるとする攘夷論と、「国内の一致の精神的支柱として急速に抬頭した尊王論とが

相結合し、「封建的秩序の変革よりもまず、以てその再認識のイデオロギー」であったことを指摘した。また丸山氏は「前期的国民主義の諸形態」において、尊王攘夷論の意義を検討し、それがいかなる社会層のいかなる社会的立場に於て主張されているかを具体的に分析することによって尊王攘夷思潮の歴史的作用を把握されるとなし、「諸侯的攘夷論」と「書生の尊皇攘夷論」とを区別し、前者は大體において尊王敬慕論乃至公武合体論と結びつき、後者はやがて反幕乃至討幕論と合流し、前者の優越性が次第に後者に移行する。後期の水戸学、その代表的な論者として会沢正志の理論の中に「その攘夷論の根柢には被支配層に対する根本的不信、庶民層が外国勢力の支援を得て封建的支配関係を掃がすことに対する恐怖感が絶えず流れていた」。そこには「愚民」観が存在していた。結局「新論を含めて後期水戸学の攘夷論は、広く国民と共に対外防衛に当らうとする近代的国民主義とはむしろ逆に、動もすれば『民ノ或ハ動カントヲ恐レ』た」のであって、攘夷論と結合された尊王論は「封建的身分的階級統制と軋触するどころか、むしろ後者の基礎づけとして役立ちうるものであった」。それは封建的ヒエラルキーと矛盾せず、むしろそれを基礎づけるものとして規定されている。さらに水戸学が一時尊王攘夷思想乃至運動において中心的、指導的立場にありながら、ペルー来朝、安政年間を以て影響力を失い、明治維新の運動において結局本流たりえず、井伊の暗殺と筑波拳兵に終った事、あるいは水戸学の性格を規定づけているところの根柢

を何処に求めるかという問題があとに残される。これに関しては、水戸藩領の社会経済的發展の後進性に求める見解(例えば井上清氏「日本現代史—明治維新」に見られる理解)と、水戸派が御三家の一つという特殊な政治的地位に求める見解(例えば木戸田四郎氏「桜田門の変と在郷商人層」(「日本歴史」六四・昭和二十八年)とに大別する事が出来よう。これは一面的にのみ決定をなす事は困難な問題であり、水戸藩領のおかれた社会経済的事情、そこに育まれた思想的特質、系譜、さらに水戸藩主の政治的地位等が総合的に検討せらるべきであらう。

最後に拙論の直接の対象となる藤田幽谷に関しては、幽谷が水戸学において占める位置が極めて重要であり、後期水戸学、藤田東湖や会沢正志斎の師父である関係よりして、水戸学に関する研究書はほとんどすべてこれにふれているといえる。しかし直接幽谷に関する研究は必ずしも多くはない。いまその若干をあげれば、高須芳次郎氏「水戸学徒列伝」(昭和十六年)、同「水戸学派の人々」(昭和十七年)、同「水戸学派の尊皇及経綸」(昭和十一年)等に見られる幽谷に関する研究、北条猛次郎氏「維新水戸学派の活躍」(昭和十七年)の中の幽谷研究、西村文則氏「藤田幽谷」(昭和十五年)、塚本勝蔵氏「藤田幽谷の思想」(昭和十九年)、久木独石馬「藤田幽谷の水戸武公に上りし封事草稿」(「東洋文化」七九—八〇号、昭和六年)、同「経済論者としての藤田幽谷」(「東洋文化」八四—八五号、昭和六年)、大山敷太郎氏「藤田幽谷の力役課徴論」(「経済史研究」

十七の六・昭和十二年)等がある。なお、水戸学の経済論に関しては、東晋太郎氏「水戸学派の経済論」(「経済学論究」七の三・四、昭和二十八年—二十九年)がある。それには列伝風に義公、安積澹泊、三宅観瀾、立原翠軒、長久保赤水、小宮山楓軒、高野昌碩、藤田幽谷、烈公、藤田東湖、会沢正志、岡井蓮亭等の経済論が概説されている。

(注一) 「水戸学」の名称に関する考証としては、顕彰的立場より研究をなした高須芳次郎氏「水戸学派の尊皇及び経綸」序説を参照。

(注二) 戦後の研究として「水戸学派の経済論」を概括した東晋太郎氏の論文「『経済学論究』第七卷第三号」において、水戸学派の経済論の史的発展の時期を大別して三期となし、それぞれの時期における経済論を、学者別にその概要を論じている。

(注三) 高須芳次郎氏「水戸学派の尊皇及び経綸」は、水戸史学と水戸政教学との二つの内容に水戸学を分け、その各々について論述したものであって、それ以前に行なつた氏の研究の集大成ともいわれるべきものである。高須氏の見解に言及する時は主として本書による。

(注四) 封建社会解体期における思想の一つとして「水戸学」及び「尊王思想」への学的関心は高められつつある。戦前の顕彰的立場よりする水戸学の研究を克服し、明治維新の变革への展望の下

で研究の進展が要望されている。今日までの水戸学の研究史の整理、展望として鹿野政直氏による「明治維新史研究講座」第二巻所収の論文がすぐれている。そこに復古的な重農主義であった水戸学の経済論の研究の重要性が暗示されている。

(注五) ここでの引用は永田広志氏「唯物史観日本哲学史」(昭和二十七年)二七〇―二七三頁による。永田氏は本書において主として徳川時代を中心とする哲学思想の歴史の概観を与えることを主眼としているのであるが、国学、洋学の発展の中に反封建、反幕藩的思潮の抬頭を高く評価している。

(注六) ここでは遠山茂樹氏の「尊王攘夷思想とナショナリズム」の論文中に示されている氏の所論のみをあげるにとどめておく。以下の引用は右の論文よりである。

(注七) 山口宗之氏は「晩年の会沢正志斎―幕末政治思想史研究の一節―」(香川大学「経済論叢」第二十九巻第一号・昭和三十一年五月)において、正志斎のペリー来航以後、安政―文久以後における政治的行動及び彼の思想を検討し、そこに現われた思想の封建的性格を明白にし、正志斎の政治的思想的生命がペリー来航をもって終り、それ以後の尊攘論・尊攘運動と正志斎とは全く無縁のものであるという。山口氏には幕末政治思想史研究に關しこの他に六篇の既発表の論文がある。

(注八) 丸山真男氏は「近世日本思想における『自然』と『作為』」(昭和十六年及び十七年に国家学会雑誌五五の七・九・一二、五

六の八に掲載され、後に同氏「日本政治思想史研究」(昭和二十七年)に所収)において、水戸学、とくに後期水戸学の検討を行ない、その持つ性格を規定する。なお「日本政治思想史研究」所収の「国民主義の『前期的』形式」においても、同様の主旨の論述がある。

三

藤田幽谷の生存した時代の背景を概括しよう。徳川封建社会は元禄の世を最盛期として、ほぼ享保の頃を境として次第に停滞期に入っていたが、表面上の停滞の底には大なる変化の徴候が冥々のうちに進んでいた。制度の欠陥は直接には幕府・諸侯をはじめ武士階級の経済的困窮として結果し、そこに財政的・経済的破綻を生んだ。幕政にたずさわる治者は武人の困窮を坐視することが出来ず、姑息なれども弥縫策を講ずる必要にせまられ、幕府の諸費用と武士の生活費を節減し、さらに一般物価の引下げにより武士の生活を安定することを目的に「儉約」令を主体とする改革を実施した。また改革は人心を「尚武」的気風に向け、勤儉と尚武との結合、それを支える儒教的道徳思想の奨励でもあった。実施された改革には無理があり、それを強制的・抑圧的に行なえば行なうほど、期待される効果は少なく、幕府財政が一時的に好転したかのごとく見えたが、それもくずれ去った。幕政の改革が実施される度毎に、結局は一般庶民とくに農民に対する聚斂政策の強行となったことを見逃しえない。この

ことは吉宗の行なった享保の治にかぎらず、それ以後の松平定信の寛政の治、あるいは水野越前守の天保改革等に一貫してみられた。改革の主旨が結局において幕府の財政救済と旗本の保護にあり、府庫充実にあったので、農民に対する苛斂誅求と商工業の活動の抑圧の強行としてあらわれ、結局天下国家のための政治ではなく、幕府のためのそれではなかった。享保の緊縮政策がその反動期に入ったのも自然の勢であり、定信の寛政の治以後における化・政期の出現も同様自然の勢である。すなわち、吉宗の死後、田沼の諸政策は都市における商工業の繁栄を助長し、現実の財政救済策としては結局苛斂誅求と悪貨の發行、商工業者からの運上金の徴発、貸金制、米価引上げ策等に終始し、そこには政治や風儀のいちじるしい頹廢、天変地異の続発、人心の不安動揺が結果した。松平定信による寛政の治は、享保の治を範に、政治及び風紀を肅正し、儉約を旨とし、一層道徳的意味、儒教的色彩を強化したが、享保の治と同様効果少なきものとしてくずれ去り、やがて世は化・政度のいわゆる大御所時代に移った。幕府の財政難を因とする農民誅求及び相

ついで発生した天災地変は農民生活をおびやかす、まことに悲惨なものとして、農村の荒廢はその極に達し、餓死する農民の数はおびただしく、美田畑は放棄されて荒地となり、「問引子」の悪習は蔓延し、絶望した農民は一揆や打毀しに向った。かかる傾向は封建社会の根底を動揺させるものであった。農村内部にはすでに小商品生産の展開、機業其の他副業の成立、問屋資本、商人資本の集積と活

躍、寄生地主の発生と展開等を軸として旧来の封建的農業構造の大きな変貌のきざしがあった。他方都市では現実に財力を獲得し、都市文化の担手となった商人の発達がいちじるしい。彼等は金力を獲得し、自らの不平を都市の消費生活において発散する。商人の発達、商業、貨幣経済の進展は武士本位の社会秩序を破壊するものとして、一般知者の批判の対象となった。知者にはあるいは重農主義的な儒教思想に影響せられて貴賤金の思想により、あるいは質素を尚ぶ一種の道徳的觀念から彼等の活動が奢侈と関連あるものとして商人及び商業を必要以上に軽視する風があった。この商人、商業の活動に対する反感が、重農主義的な思想乃至政策を一層過激なものとする因である。

右の国内事情と共に、日本をつつむ国際関係もまた急激に重要性を加えつつあったことについてはここでは省略する。封建社会の制度的欠陥は、武士階級の財政窮乏となって結果した。このことは単に幕府及びその旗下の士に關することではなく、諸藩においても事情は全く同様であった。商人からの借金により藩財政を維持するもの、すでに借金の担保として領地のがりを充当しているもの、借金高が石高に倍するもの、藩財政を一商人に委託し、商人の管理をうけかろうじて藩財政を維持しているもの、あるいは種々の名目により租税の先取りが行なわれるものなど、どの場合をとってみても、その結果は、農民に対する苛斂誅求となる。それは農業生産力のいちじるしい減退となり農業生産そのものを破壊する。これ

ら貧窮化した諸藩とは逆に、富裕なる諸藩も無くはなかったし、はなはだしい貧困に陥らぬ諸藩もあった。これら諸藩は公称の石高以上に実収入の多い諸藩か、特殊の国産があり、その売買を藩が営み莫大な利益をえている場合か、あるいは密貿易によるか、等であるが、概して諸藩は貧乏で、財政的・経済的困窮にあった場合が多い。われわれの考察対象である水戸藩の場合においても天保年間には家臣の俸禄を半減する必要にせまられる程であった。さて、これら諸藩が藩政改革を行ない財政救済の施策を樹立・実行する場合は、幕府に比しその規模が小であるところから、その方法と人を得ると否とにより、ある程度改革に成功する場合もあった。例えば、幕府の場合には効少なき「儉約」を実施する場合など大名自身の勝手な浪費を牽制する効果は若干ともあった。例えば松代の真田幸弘と家臣恩田木工とが行なった松代藩の財政建直しなどは、藩主の明智英断と恩田の献身的努力と処置とにより、ほぼその成果を取めたのである。肥後の細川重賢と家臣堀平太左衛門との結合による場合や、米沢藩の物産の奨励と藩営による藩財政の建直し、あるいは薩摩及び其の他の藩に見られた同様の施策等、改革は依然として困難を極めた事業であったが、幾分なりと藩政の改善、維持に役立つこととなつた。これら藩政改革の実施の場合、注意されるべきは武士階級の財政的困窮の犠牲とされる農民の悲惨なる事情である。財政救済政策が終局において農民の苛斂誅求を結果する。武士階級の財政が元来何等かの形で土地より生ずる生産物の多少に依存していると

ころから、藩政の改革を実施するにあたり、識者の関心は、土地生産物増加への刺戟となり、土地生産力増大への努力、奨励となつたことは当然である。すでに「地利を尽す」ことが要望されていた。当時の一部儒者や経世家や治者の行なう政治上の論議はおおむね儒教的な抽象的な名分論や経世論より引き出された机上の論議であることが多い。現実の生活と関係づけられて論ぜられること少なく、その論議の中心は結局為政者の心術態度にきせられ、そこに救済の根底がおかれていた。しかしながら、直接農業生産を実施し、あるいは実施しない場合でもそれとのより密接な関連にある人々の間では、生産力の向上が単なる机上の議論としてではなく、実際上の問題として考えられ、各地、各人の経験を生かしながら、耕作技術、農器具の改善、品種、施肥方法の改善、農業経営技術の反省等が進められ、やがて大蔵永常、佐藤信淵等をはじめとし、各地にすぐれた農業技術者、農書作製者、あるいは老農といわれる一連の人々を生み出しつづつたことは否定出来ない。また二宮尊徳のごとく、一藩を単位とし、仕法を通じて農村厚生、藩財政改善への具体的実施に成果をあげた人々をも生みつづつた。このような事情の下にあって、一般に藩当局者の論ずるところや一部経世家の議論は依然として実践性に乏しく、机上の空論が多い。しかし藩当局やその周辺にある学者間においても、農業生産力の恢復と改善とが武士階級にとって緊急事であることがようやく認識されるに至り、治者の側よりする農業保護なり、農民保護なり、農業生産力上昇のための

育成奨励なり、その裏側の政策として町人排斥なりの諸論が述べられ、「勸農」の必要が力説されて来ていたのである。この「勸農」には具体的に農業技術の改善等農業生産力上昇への努力がある事は勿論であるが、それ以上に治者としての立場からの「勸農」の事実が重視されるに至つたことは注目される。

ここで「勸農」の持つ意味を若干考究しておく必要がある。『勸農』とは「農を勉むる」ことであるが、広く封建社会下における農政論、農民支配論につながる内容を持つものである。いま徂徠の説と藩山の意見を参酌し、さらに自己の創見をも加え、前期以来の経済論の大成者として重要な地位にある大宰春台（延宝八年—延享四年・一六八〇—一七四七）の「経済録」^(註)（享保十四年・一七二九）に示されている「勸農」論について考察を加えよう。春台は経済録の序において天下国家の為に、先王の道を学び、さらに経済の術に熟達することの必要を強調し、いわゆる「心法」の学を批判し、英雄豪傑の人材による経済の術と実施を待望した。その巻一「経済総論」において、まず経済の意義（「凡天下国家を治むるを経済と云、世を経め民を済ふと云ふ義也」）を論じ、経済を論ずる者の知るべき重要事として、一つには時を知ること、二つには理を知ること、三つには勢を知ること、さらに四つには人情を知ること、の四事をあげ、「経済に心あらん人は、時理勢の三つを知らざる上に、必ず是（人情）を知ること務むべき也、然るに時理勢の三つは知り易く、人情は知り難し」という。春台は経済録第五「食貨」の編にお

いて、今日のいわゆる経済諸問題に言及している。まず食貨の意義を問う。貴穀賤貨を論じ、士農工商四民の階級を論じ、これにつづく第四の項目として、農民支配の原則、農政論を展開した。まず春台による人間観・農民観が述べられる。それによれば、「勞苦を惡み、安佚を好むは人の情也、四民皆己が業を勤めずして佗の業を羨み、怠惰を好み、安佚に耽る」という人間観に端を発し、孟子の「民事不可緩也」の語を引用し、四民の中とくに農民に対しては次のごとき農民観を述べていた。「四民の中にも、農民は殊に苦勞の甚しき者なる故に、上より督責せずして、彼が儘になしをき、当前飢寒の患なき程なれば、耕作を懶くなりて、基業を精勤せず、困窮貧乏に至ること踵を旋さぬ内也」と。農民を愚民とみることとは当時の武士的立場にある学者の等しく取るところの見解であるが、かかる愚民観の上に立ち、農民支配の要訣を次の言葉で表現した。「民を治る道は、嚴刻なる仁政にあらねども、慢きことの過るも亦民の害也、さる故に上より時々督責して、精勤する者と、懶惰なる者とを吟味して、夫々に賞罰を行ふべしといふ義也」と。一方には徹底して農民より租税を吸収せんとする農民支配の原則が貫徹されていると共に、時代の推移による農業生産乃至農民心理の変化に即応して、農民支配の方針がより巧妙となり、狡知となつてきた事実を見逃すことは出来ない。春台は「勸農」をいかに考えたか。右の言葉に基づいて、春台は中国における勸農が示す内容を述べている。「異国にては勸農といふことあり、天子より使を出して民に農

業を勉る也、孝悌力田とて、父母兄長に善く事ふる者と、農作に力を尽し善く田を耕す者とをば、其所の役人より言上するを聞し召して、上より賞を行はる」。この内容とするところは、第一に孝悌、すなわち父母兄長に善く事ふる者をあげ、忠孝を軸とする封建道徳の実践者たるべきこと、これはとりもなおさず封建社会の基礎を維持し、封建社会秩序を固定化する事につとめることの奨励以外の何物でもなく、時の治者の農政における関心の重点を知ることが出来る。さらに第二に力田、すなわち農作に力を尽し善く田を耕す者をあげ、勤労主義を奨励する。そこには直接新しい技術や経営への展望をふくむものの奨励ではなしに、現存の技術における極度の勤労を奨励する。これまた当時の治者階級の農政における関心の在り場を知る事が出来て興味深いのである。上より、「孝悌力田」の農民の一人でも多く出る事の奨励は、封建秩序に対する不平・反抗を拒否し、勤労主義に徹する事の奨励であって、この結果、治者は「如斯なれば、民敢て懶惰懈怠の念を起さず、農事に精勤する故に、貧乏すること」なく、「民富めば国も富む也」と期待していたのである。このような上よりの「勸農」の強行のうらには、前述せるごとく、「畢竟民は小兒の如なる者也、上の政と教とに依て、善くも悪くも成也」の農民―愚民観が存在していた。また春台は他の個所に於ても同様の主旨のことを述べている。「民は小兒の如なる者にて、衣食充足したる上に、上の政余り寛なれば、覚え不怠慢して耕作を精勤せず、遊惰の民と成て、其終りは亦衣食に乏しく成て、飢寒を

苦み、年貢に追はれて、罪に陥る者も出来る也、凡政は寛と猛とを兼行ふを善とす、是孔子の教也」と。春台の「勸農」の意味はかくのごときものであった。

(注二) 以下の所論中太宰春台「経済録」からの引用はすべて近世社会経済学説大系「太宰春台集」によった。

四

前述せるごとく、水戸学はその史的発展過程において、第一は義公・光圀を中心に「大日本史」編修を目的に、彰考館に集まった学者等により行なわれた創業の時期、第二は六世文公・治保の世に、ようやく社会問題、経済問題が重要となって来るにつれて、翠軒、楓軒、及び幽谷等を中心にいわゆる「水戸政教学」発展の時期、さらに第三は烈公・斎昭の治世にて、内外事情の急迫を背景に会沢正志、藤田東湖等を中心に、尊王・攘夷論が唱導され、水戸政教学が大成し、時論を指導した時期の三時期を経過した。直接現実の社会、経済諸問題を対象とした経済論は、第一の時期には少なく、時代の推移と共に、水戸学中興の第二の時代に入り、まず前駆的運動として藤田幽谷等を中心として出て来た。もちろん幽谷等の出現以前においても、義公をはじめとし、安積澹泊、三宅観瀾、立原翠軒、長久保赤水、小宮山楓軒、高野昌碩等の先輩、同輩の学者により展開された社会、経済問題に関する論策をみる事が出来るが、水戸政

十三にて水戸に没した。まず幽谷が一商賈の子息として生まれ、儒臣としての地位において藩侯に見出され、活躍した事の中に、時代の大きな推移をみる事が出来る。士農工商の区別を厳にし身分制を固持する時代であって、すでにその身が庶民の出であって、知識技能乃至特殊な才幹を有する者は必要に応じて抜擢する事が必要となり、またその事を可能とする世となっていた。民政上あるいは財政整理上に才能を有する者、あるいは優秀な学識を有する者は庶民たりとも士分にとりたてて登用する風習となりつつあった。幽谷もその良き一例である。

幽谷の名は一正、字は子定、治郎左衛門と称し、幽谷はその号である。幼名は午之介、又与助と言った。父は与衛門言徳という。水戸にて商賈(古着商)を以て生活し頗る富裕であった。幽谷は幼少より四書五経を学び、翠軒立原萬の門に入り、読書詩作につとめ、その才すぐれ、神童を以て知られていたという。十五才にして彰考館に入り、以後彰考館員とし、あるいは郡宰とし、あるいは彰考館総裁として、修史、献策に励み、「勸農或問」其の他の著書の外、「丁巳封事」をはじめとして多くの封事を献し、詩文を作り、歳五

幽谷は「文字に富めりと雖も虚文を排して実学を尚べり。慷慨義を好み経世済民を以て其の志」とした。此の点幽谷は水戸学の「実学」の精神の体現者である。紙教の關係にて幽谷の思想とくに農政思想の土壌となった水戸学の学的潮流と、直接幽谷の思想の源泉について詳論することや、幽谷をとりまく当時の水戸藩領の社会・経済的諸事情や政治情勢等について詳細に述べる事は出来ないが、とりあえず幽谷の活躍した当時の水戸藩領の社会・経済事情に関し若干記しておこう。(注五)

藤田幽谷(安永三年―文政九年・一七七四―一八二六)は思想家として極めて早熟であり、最初より老成した人であった。その数多い逸話とその論策がその事を物語っている。すでに十三四才にして詩文をよくし神童の誉があったという。十五才の時に「志学論」を、十七才の時に「安民論」を、十八才の時に「正名論」「建元論」を論じ、さらに「二連異称」「修史始末」を著わし、寛政九年(一七九七)二十四才の時「丁巳封事」を献し、二十五六才の間に「勸農或問」上下二巻を完成した。以後文公、武公、哀公三代における庶政及び時事に就いて直言をなした多くの「封事」を残している。幽谷の著わした成書はわずかに三部であったが、それらはいずれも少壮の時の作であった。

(一八二六)までであり、安永・天明・寛政・享和・文化・文政の世であった。まず徳川家治の幕政は老中田沼意次の専恣横暴により攪乱され天明六年家治死し、家斉の時代に入り、老中として松平定信がめされ、寛政の改革が行なわれ、つづいて化・政期に及ぶ時代である。この間の一般的な歴史の推移は概述して来たところであるが、

近世農政思想の一考察

時局は頻頻たる外船の来訪により鎖国の夢が破られ、その武備の必要を考えさせつつ、一転した。尾藩、紀藩と共に御三家の一つである水戸藩は、その成立の当初より財政的に他の二藩に比して十分でなかつた。その藩領は狭少で、土地はやせ、物産必ずしも豊かでない、関東地方以北の自然的経済的事情の下で、経済上いちじるしく不利の立場にあった。その上水戸藩は古來定府として終始江戸詰を命ぜられ、藩費の支出も多額にのぼり、その上大日本史編修の事業に巨費を投ずるなど、財政的に苦渋の有様であった。財政の欠乏は他藩と同様に、農民への重税の賦課となり、苛酷なる徴税となり、藩士の俸給を半減するがごとき非常手段を実施せねばならなかつた。土風は太平になれて乱れ、農民の困窮ははなはだしく、その間に商業貨幣経済の侵透により富者を生じ、土地集積は進み、他方農民は土地を喪失し、日夜その苦しみを増加し、ために自棄的となり、田畑を耕作せぬ者を出して来た。これらの事情は結局において農業生産を破壊し、農業生産力を停滞せしめた。ひいてはこの事情が藩財政に影響し、益々その困窮度を深める結果となつた。この事情に対していかなる政治が行なわれていたか。此の点に關して幽谷の勸農或問や教度の封事は、時弊を痛烈に批判しているところであり、後に再びふれるが、藩侯の側近にありて政をとる儒臣の無能が指摘され、農民や直接農業生産に關連する下級吏員の農民に臨む態度の非がはなはだしく、ために官民相争い、相互に不信の念がはびこり、民は上を信じない結果となつて来た事実が糾弾される。ために農民は勤

勞に励まず、富者よりの借金により一時を糊塗する有様となつた。藩財政を司る者も、藩政を改めることなく、好貨の病弊と借金の弊害におちいり、拜金の傾向が藩吏を支配し、大坂の富豪よりの借金により藩財政をまかなうという事情にあつた。まさにこれらの諸事情は何等かの改革を必要としていた。

幽谷の政治・経済論を見る場合、十七才の作になる「安民論」の所論にまず注目する必要がある。幽谷の見解が、全般として儒学に倣つところが多く、必ずしも幽谷自身の独創にかかるもののみではないが、この安民論においては「庶富」を以て本旨としている。「饑者則食之、寒者則衣之、欲其庶也、欲其富也、既庶且富矣、乃從而教之」、まず民を富ましめ次に教を施すことが王政の要道であり、これにより天下を治め、一國を治むべきことを論じた。幽谷が経世を説く場合の根本的思想がここにみられる。又幽谷は常に「正徳・利用・厚生」といふ、「徳」はただ心に存するのみならず、之を行爲に現わして、民生を安樂ならしめること、それには五行の働きを適當ならしめ、五穀を豊饒にするように心がけねばならない。民の徳を正し、器具・財貨の便を計り、衣食住に不足なきようにすることが中心となる。又孔子の庶・富・教の説をとり、庶は人口増加、富は富裕、教は教化を根本とする。これら「書經」や「論語」に出る根本思想を以て、幽谷の政治経済説は展開する。幽谷は直接には「富国強兵」を説き、時勢の動きに感じて封事を献じ、政治、経済の革新を勧めた。第一封事は寛政九年（一七九七）二十四才の

時、文公に献じた「丁巳封事」である。これは「勸農或問」の前駆としてよくその思想の熟成を物語っている。眼前の水戸藩の事情は「而今国用歲窮。士風日衰。民力日困。而政之天体壞矣。朝四暮三。支吾目前。譬猶勞瘵羸疾之人。呼吸喘息。幸延旦夕。若一有外邪乘之。則雖有良医。不可復藥。束手待其斃耳。」であつた。かくのごとき事情となつたのは決して「此非閣下之過。而儒者之談道。迂闊腐爛。有以致之也」であるという。かくて富国強兵を力説し、孔子の本意をうけ経済上の革新を図ることの必要を論じ、古聖人の大道に則り、治国平天下の目的を達せねばならぬ。外国の來襲に対して強兵策をとらえた幽谷は、目を藩内農民の現情に転じ、富国策の第一義として民を養うことの必要なることを主張する。「國何由富乎。書曰。民惟邦本。本固邦寧。又曰。德惟善政。政在養民。養民有道。其要在扶弱抑強。養老慈幼。禁兼併。戒游惰。簡節疎目。信賞必罰。」であるが、現実にはこれに反し、俗吏はその逆を行なう。「養民得其道。則多取之。而民益劬矣。失其道。則寡取之。而民益困矣」であるから「牧民之官。可不拏哉」という。しかし民を養う道の実現には二弊を除く必要がある。二弊とは「好貨之疾。借金之弊」である。藩が大坂の商人よりの借金により藩政を維持せんとすることの非を説き、それが結局において藩の面目を失墜せしめ、藩士の俸給を半減し、藩民の苛斂誅求となる旨を推断した。この対策として、幽谷は借金に対する処置と、節儉の励行、稼穡に務めることを根本とし、「節

儉之政。行之二三年。其効可見矣。牧民得道。民務稼穡。不數年。而所入之數。亦倍於今。富国之業。於是乎成矣」と。さらに藩主自らその不明を謝し、「則莫若速下罪己之令。以取士民之心。開直言之路。以通上下之情。勵大臣。集衆思。尽忠益。先有司。赦小過。拳賢才。循名責實。黜陟必行」と。幽谷の封事は概ね時弊に適中していたことを認めざるをえないが、依然として儒教的命題の下における経世策であるという点を否定出来ぬ側面を有していた。その根底には窮迫した財政難を克服するために借金を排し、農を重んじ、土風をあらためることへの努力と、それを通じての富国強兵の策への企図がよみとれる。

文化四年（一八〇七）幽谷三十四才の時、文公に呈した第二封事「丁卯封事」において、幽谷はその主張する政治・経済論をさらに明白なる形で展開した。「厚生・利用・正徳」を三事とし、この三カ条を政治・経済論の根本におく。「第一足食厚生して人の庶ある様に、第二利用足具、畜国の富候様に、第三正徳信之て教の立候様に致し不申候ては、真の仁政とは難申奉存候」と「此三事の義は始終の目当と極め置候」という。しかし「凡そ事には緩急先後の序御座候間いかなる道理なる事にも時と所と位との宜に不合候ては行はれがたく御座候」と「論卑而易行」ものとして当面の政治上の改革三綱目をあげて曰く、「先づ御用の日帳方を能御取調させ被遊候事第一にて、次に大吟味方の会計を正くして理財の節制を御立被遊候事第二、次には御郡方の綱紀を御立被成候て牧民の政、

真実に行届候様に被遊候事第三、尤皆當時の急務たるべき歟と奉
 存候」と。政が行なわゆるも行なわれざるも皆日帳方、大吟味方、
 御郡方の三職の得失如何に、かかっている。これらの三職につく役
 人は皆小人にして俗悪、狹量にして私利本位であり、器量人とはほ
 しい。財政に従事する人々を取締まり、俗悪の役人を一掃し、経綸
 あり、卓見あり、且つ度量ある人物をあげ用いる事の重要な事を
 力説し、これによりはじめて藩政の改善が可能であるという。これ
 ら封事に示されている幽谷の政治、経済の思想は、その他の封事で
 展開されていることは勿論、幽谷の名著である「勸農或問」(寛政十
 一年・一七九九)において最も明白なる形で、力説せられていたと
 ころである。以下「勸農或問」を通じて展開される幽谷の政治・経
 済思想、とくに農政思想の内容と性格の吟味を試みることにする。

「勸農或問」は幽谷が二十五六才の間において成る。これは幽谷
 が封事により藩君により閉居された後、寛政十一年赦にあり再び史
 館に入館を許可された時代の言である。同じ時期に翠軒同門小宮山
 楓軒は郡宰に任官せられ、牧民の仕事に従事した。青年幽谷は、眼
 前にある水戸藩の時弊に感ずるところがあり、とくに農業、農民の
 悲惨なる、うれうべき状態に対して、いかにして衰微した農業を振
 興し、いかにして農民を救済し、民生を安定するかの農政革新乃至
 藩政建直しの献策を論述した。江戸時代の多くの儒者・経世家が論
 じたごとく、幽谷の論述もまた農本主義・重農主義に立脚するもの
 であった。当時の水戸藩の時弊に対し、その対応策を問答体で擬し

ころは長い。昔時は農耕に務め、武士も多く農間に帰し農に励む、是
 所謂人有餘、而地不_(三二八)足」という勢であった。それ以後の歴史の推
 移によって、「昔は人有餘、而地不_(三二八)足、今は地有餘、而人不_(三二九)足」
 となり、これを遽に寛永・正保の民の如くすることは不可能である
 が、しかし「今は今相応に時に適する治術」があるという。村有_(三三〇)
 餘、而人不_(三三一)足という場合においても「勸農の術を以て遊惰の民を
 驅て盡く耕作に趨かしむること何の難きことあらん」「牧民其道
 を以てせば庶ありて且富しむる事掌を反するよりも易き術あり」而
 も「無_(三三二)欲速、無_(三三三)見_(三三四)小利、欲_(三三五)速則不_(三三六)達、見_(三三七)小利則大事不_(三三八)成」
 という事を大戒として、勸農の道の行届かざるところないようによ
 るのである。「勸農の術他なしこれを利し是を貴ぶに在る而已これ
 を利しこれを貴ぶときは民の農にすむ事水の身きに流れ猷の曠き
 に走るが如きこと疑なかるべし」と。しかし、今日においては「農
 を貴ばず農に利せざるのみに非ず五の大弊ありて日月月に其病深
 く成ども是を止ることなし嘆すべき事なり」、五弊を除かぬならば
 人別の吟味、育子或は入百姓の世話、又は取付け下げ、力田を賞す
 るの類、庶・富の要務を行なっても何の益もないのである。それ故
 「よく病を治るものは必ず先づ其病の本を究むと云へば民政を修る
 にも先づ其大弊を画くす」ことが必要であると論じた。

いわゆる五弊の第一は修惰の弊であり、「民のおごりて且わうち
 やくをすること」である。「人情質朴を厭ひて華美を好み勞苦を嫌
 ひて安佚を喜ぶ事誰しも同じき所なれば民は修惰に趨くこと尤なる

近世農政思想の一考察

て書いたものがこの「勸農或問」である。巻上には勸農総論、原弊
 五条、一修惰之弊、二兼併之弊、三力役之弊、四横斂之弊、五煩擾
 之弊が論ぜられ、巻下には、総論五弊緩急、首論去煩擾之術、次
 論除横斂之術、次論均力役之術、次論破兼併之術、次論禁修
 惰之術、終論節用愛人之道が述べられている。幽谷は冒頭に論
 語にある治国説として知られる孔子の言葉を叙す。「民は邦の本に
 して治国の要は庶・富・教の三つを先務といたし候事と承候」。幽
 谷はすでに封事において示した政治・経済思想である庶富教の教を
 以て始め、各年度の人口数、免合の変化を数字を以て示し、「今戸
 口歳に減じ田野日に荒れ上下共に財用不足貧を患ふること天下一
 うの通病」である。有司の憂はより悲しきものはなく、「如何なる
 政ありてか庶ありて且富み国用不足なく上下安泰たるべきや」との
 問に対して、現今の実情を見、水戸藩の時弊を観察し、勸農の政の
 必要なることを論じた。すなわち、古来土地、人民、政事を三宝と
 したが、現今は工商の徒と利を争うに至った。水戸藩においても同
 様であって、「三宝在りはあれども弊生じて昔の如くならざるもの
 多く」、ここにおいて「三宝を宝として勸農の政を先きとし給はざ
 りし民の父母たる君子にして庶・富の業成ること日を指して待つべ
 し国用の不足何ぞ憂ふるに足らん」と。しかし他面勸農の急務たる
 ことを理解しつつも、かかる策をたてることによって、時弊を救うに
 間に合うかどうかという疑問がある。水戸藩の歴史を回顧してみた
 場合、国用不足に至ったのは一朝一夕のことではなく、その由来すると

事也、況や当時吏治の失により勤儉も益なく修惰も勝手次第なれば
 蠶々蚩蚩たるもの悉くこれ修惰ならざるはなし。かくて農民に自
 ら農業を嫌悪する事情が存在する場合に、農民をして、再び農業に
 親しませるために、一時的に免税、減税等を行なっても勸農の実を
 あげることが困難である。

第二兼併の弊、「豪民の余りある財を以て貧民の持分をあわせ取
 り富者は益々富、貧者は益々貧に膏腴の地悉く富豪のために吸とら
 れて民の多幸遂に国の不幸となる事也」。幽谷は富豪そのものの存
 在には反対しないが、けれども公共心無く、貧民より土地を兼併す
 る豪富の者に反対する。と同時に貧農の苦しい生活を述べるのであ
 る。土地相応に課税が行なわれる場合においても農民はよろこば
 ず、農に惰するに至るのは兼併の弊があるためであって、「土地平
 均にして経界正しく上中下の差別を以て相応に軽からず重からざる
 年貢を出さしめん誰か心服せざるべき」ということを企図しな
 がら、「豪民有て一己の利を専らにする故衆民の心をそなふ」に
 至る。

第三力役の弊、「百姓の田畠相応に年貢上納する上に持参の高に
 応じて又諸役かゝり伝馬歩夫、配符番等に逐ひつかはれて田地を持
 ち耕作する者ばかり難儀する事也」。税金以外の各種の労働仕事を
 農民に課することの不可をいう。とくに田地に高にかけることか
 ら、商賈及び游民浮浪の者には少しも国の徭役が課せられず、多忙
 の時など農夫は歩役におわれて耕作する暇のない有様である。「と

かく大に煩擾の弊を除て無用の雑務を省き高掛の濫法を改めて均役の法を行ひ民の力を寛うせざれば農を勤むることあたはず」と。此の賦役の不均衡が今諸国一様の弊風である。

第四横斂の弊、「年貢正役の外に横役にかけて民より取る三雜穀切返し(註四)の類の事也」。土地の上下肥磽によりて取付の厚薄があるの
で、土地相応の取付ならば正供であるが、それ以外に余計に筋なき名目を立て取ることとはすべて横斂である。口実あるいは詐計を以て農民を搾取することは不当であつて、農民の怨嗟を招く所以であり、その非を難じている。

第五煩擾の弊、「法令煩はしく吏治こまかにして大事の肝要なる所は却て行届かず無用の末事に隙取多く一度にてすむべきをも五度十度もかゝり万端らちあかず民の疲れになる事也」。法令は古来より易簡なるを貴び「易則易知、簡則易從」といつたが、今の法令は煩細にして従いがたく、いわゆる繁文縟礼である。一切が官僚主義となり、これにより民衆は迷惑をうけるのである。五弊はその姿が見えざる弊であるから、革めにくいものである。幽谷は以上五弊を明白にし、その非を難した。この五大弊は農民に影響するところ極めて大であり、これを根治しえなければ農業生産の振興も、民生の安定もなく、藩政の維持改善も為しえないのである。

さて、幽谷は「勸農或問」巻下において、五大弊根治の具体策を論ずるのである。まず巻下の冒頭に「富国の本務は勸農に在て勸農の政先づ五弊を除くにある」が「修惰、兼併、力役、横斂、煩擾、五

つのもの皆大弊」であるから、「五の弊悉く除かれざれば効なからず」。その弊を除く具体策については順序として先づ第五の弊より手を下して第四第三第二第一と弊を逆に除くのが良いという。幽谷は「煩擾の弊革らざる時は吏治の本立す民を治んとして却てみだることもあり如何なる仁政良策有ても行届くべからず故に首としてこれを除くべし」。次に横斂を除て税法を簡易にし民を心服させ、「次に力役の法を更めて民力をゆるくし農時に違ふことなく凡そ身あるもの悉く役ありて游手浮浪の徒幸にして免かるゝこと能はず力田の者独困しむことなからしめ役を施すに其年を論じ因て以て孝を安んじ幼を慈するの教を施し」、「次に兼併を除て貧富不幸なく民をして其業を安じ均田の後常免を行ひ上下共に利あるべし」、「然後に百姓を敬する道ありて蔽に修惰を禁じ風俗勤儉庶ありて且富み教化行はれ易く四境の内悉く仁寿の域に躋らしめんと欲す」と、幽谷は「五弊緩急」としてこれを論じ、この具体策の実施を「明君賢相」に求めるところがあつた。

概要は右のごときものであるが、さらにその具体的なる提案をみると、煩擾の弊を除くとは「省法損人、虚文をすて、実効を責るに如くはなし」。今の繁密瑣細の法多く元禄已後の出来物にて民治に益なき者盡くこれを革除し威公義公の旧法を修めて是を用ひ当時利法の本意を考へて今の世態人情に揆り喜きものをばこれを存し斟酌すべきをば斟酌せしめ、さて一切の政令威義二公の旧制に遵ひ給ふの旨貴賤大小共に告諭あらせられ有徴ことを示し給はゞ信從せ

ざるもの有べからず」というが、さらに「法ばかりたのみならず、人材の拵み肝要なり」と。人材の拔擢、適材適所に置くと共に、法を簡易にすることの必要を論じた。「法令簡易にして人材を盡させ賢能職に任じて一切の煩擾を去り民間の害を除き利を興す一挙して成べき也」。

次に、横斂の弊を除くとは「理財正辭、禁民為非、曰義と云ふことあり、一切の横斂を除く事是にて心得べし、畢竟理財其道を得ず辭を正しく取ることあたはざる故に横役をかけ民も迷惑心服せざるなりすべて小利にさとき者は必ず大計に昧きものなり、大なる所にて損をすれども悟らざる故種々の奸法をこしらへ分釐の利益をはかる也上へ取ると下へ渡すには算数の勘定を違はする類一切除去て正直にすべし」。城米を納る時不正なき様、とくに急に改むべきものとして三雜穀切返し直段の問題がある。

次に力役の弊を除くこと、これはまず公平を旨とし、高掛と面掛との得失を論じ「役法は高掛より面掛にする事利多し」としている。「力役の征は庶人の身あるもの悉く勤むべき管の事なれば國中一歳人夫の惣数をつもり民の二十より六十まで一歳に役日幾日と定むべし、勤め過し或は不足は仲間の吟味にて相互に勘定立さする仕方もあるべし何れ平均に国役をつとめ損得かたおちなること無き様專一なり」と。田地を力作する者の役寛きことが勸農の要術である。かくて「役法は高掛より面掛にする事利多しされども法令簡易にして賢才職に任じ是まで一切煩擾多事の弊を除去すんば面掛にても徭役

多く民力を寛する事能はずと知るべし役法既に改まれば末作游惰の民は困苦迷惑して独農人のみ悦ぶべし」と。

ついで、農人がよろこぶ場合においても、少分の高持と大分の高持との損得が論ぜられるが、兼併の弊を破るの術をみると、まず仁政は必自経界始るといい、幸を獲る者と弊を受ける者がある。而して「有国者富者、不患寡而患不均」ということを会得して、「均田の法」と「限田の法」とを實施することの必要を説く。「まづ均田の法を行ひて負ひ高を改め繩ののびつまり且取付の高下を吟味して各其宜に叶しむべし」、「次に限田の法を立て貧富共に安からしむる術あり」。この兩者はいずれも要務であるが、是を行なうに緩急の序がある。「均田は此方の規矩さへ立ば速に法を以て正す事成やすし限田はこれを急にすれば甚害あり漸々と勢を以て驅るべきなり」と。しかし「此二つの者行わるゝ時は兼併破れて百姓大に悦ぶこと望を指がごとし」。では均田とはいかなることか、右に引用せる言葉を補足して「某が所謂均田の術は左に非ず持分の多少は其儘さし置、有高の上にて帳面を敵歩と引合せ取獲と取付とを考合せて高と免とを均しく貧富共損得なからしむる事也」と述べている。而して均田が成功した時は農を勤めずとも農は自ら務むるという有様となる。限田の法はいかにするか、「豪民の勢に乗じて際限なしに田地を買取る事小民産業に困む基なれば、限民名田ことが行なわれた。急にこれを取り上げること不可で、以後限制の高の外買うことの出来ぬように、次第に限田を行なう。「民をさわがさず

して限田を為す^(注七)、而も各農家は自己の力量以内の田畠を耕すことが最上の法であり、人力を量て限田の制を立つことが必要である。さらに幽谷は現行の四公六民の租率について論じ、「三折返し^(注七)」を主張し、その輕賦の必要をいう。即ち「今の勢にては三折返しより作徳少きには是非農業をつとめよと云ふ事無理なり何程農を勤むるとも利無き故人従はずまた三折返しより追分に作徳多き時は驕惰に流れ易し^(注七)」、ここに幽谷は韓非の言葉「凡人の生也、財用足則惰^(注七)」於用力、上治儒則肆^(注七)、財用足而力作者神農也、上治儒而行修者会史也、夫民之不及神農会史亦明矣^(注七)」を引用し、民を治るの心得を述べている。

さらに、侈惰の弊を除くこと、農民は本来「勤儉の二字百姓の護身符たるべし^(注七)」しかし「侈惰の多きは農に利なきが故^(注七)」である。それ故農民をして勤儉に導くには、農に利あらしむるより外にない。すでに四弊が革まりたる結果「今煩擾を去て民生を安んじ横斂を除て民心を慰し力役を較して民力を寛くし力作に優にして游手の者困み兼併を破りて貧富幸不幸なく三折返し^(注七)の常免^(注七)」となり「勤儉次第にて衣食足りやすし是農に利ありて令せざれども本を務むる術なり^(注七)」。兼併の弊が破られ、豪民の務も自然に屈する様になっているので、過分の奢侈も行ないがたく、「平民は勤儉なれば富み侈惰なれば貧く成る故^(注七)」にそれを教える事も容易である。しかし、さらに幽谷は勤農の目的を達するために、商賈の民を「勞苦なくして富を為し奢侈の媒と成て民心をそなふもの^(注八)」として、農を利すると共

にこれを貴ぶ。他面商を抑え且つ賤むのである。士農工商の身分を確定し、農商間の婚姻を禁じ、城下に住む浮浪の者は人別の本を糾して郷里に帰らしめ、あるいは商賈に重税を課すべきであるという。「農商の品を分つこと勤農の捷徑なり^(注八)」。そこで、郷村に人を返すのに農具・種・夫食の世話があるが城下の日儲取りが少なくなりて武士町人共が迷惑となりはしないか、崇^(注八)本抑^(注八)末は至極の論であるが急に蔽にしたならば國中窮屈となりはしないか、中国の管仲等のなした富国の仕方は左様にいじけたものではないのではないか、との問を設定し、それに答えつつ、「五弊既に革まりたる上は人々木業を力め田里を安すべし嫁娶に物入なく男女時を失はざらしめ生子を育するの令を蔽にし浮浪を禁ずれば庶ある事入百姓するに及ばず民の産を制し資財の源を開き勤儉をす^(注八)」め侈惰を禁ずれば富在^(注八)「其中^(注八)」然後に人倫を明かにする教戸ごと^(注八)に諭し人ごとに告げずとも行届べき事也^(注八)」と結論した。

最後に幽谷は「節用愛人之道」を論じ、「國家の財用は皆民より出づるものなりもし制^(注八)節^(注八)度^(注八)ことあたはずして財用足らざれば是非なく横斂暴斂を民へかくるより外なし何程惻隱の心ありて人を愛するとも人其詎を蒙らず故に愛^(注八)民には必先づ節用を先とすることなり^(注八)」と述べた。而も「理財の道さま^(注八)ありといへども国用を節にするの要訣ただ量入以為^(注八)出の一語に過ぐ可らず此外に奇妙の術を求る者皆影を捕へ風を係くの談一切邪説なりと知るべし^(注八)」と財政整理、財政策の根本にふれている。

以上「勤農或問」において幽谷が主張せんとした内容の要旨を、本文より引用しつつほこれを概括したのであるが、幽谷の主張せる勤農説は、支那の経済学説にその根柢をおき、それからの暗示を得て、現実の諸問題の解決に資せんとし、水戸藩の農政改革のための施策を樹立したのである。その考え方は、当時儒者の常套的なる考え方を越えざるどころ多く、必ずしもすべて幽谷の創見とはいえないが、往々独自の見解が散見し、時弊を痛論し、時務に適切な点をも示しているといえるであらう。(三四・三・三一)

(未完)

生産の未発達がその特徴とされているが、他方には、商品経済の発展よりむしろ先進地帯に入ること指摘し、在郷商人層の展開の事実があげられている。他日再び考察を加えたい。

- (注一) 東晋太郎氏「水戸学派の経済論」(「経済学論究」第七卷三号、及び四号、昭和二十八年十月及び昭和二十九年一月) 参照。
- (注二) 例えば藤田彪の手になる「先考次郎左衛門藤田君行状」に見られる記事、あるいは高須芳次郎氏「水戸学派の尊皇及び経綸」(昭和十一年)、西村文則氏「藤田幽谷」(昭和十五年)等の論述に見える。
- (注三) 幽谷の勤農或問をはじめとする著書、封事、論、詩文、書簡は、菊池謙二郎氏編「幽谷全集」(昭和十年)一卷におさめられている。
- (注四) 「纂輯旨趣」(幽谷全集) 二九頁。
- (注五) 水戸藩の社会・経済的事情についての研究は必ずしも多くないが、一方には、社会経済的發展の後進性が指摘され、近代的

近世農政思想の一考察

- (注六) 「安民論」(幽谷全集) 二二六頁。
- (注七) 「丁巳封事」(幽谷全集) 五六二頁以下。
- (注八) 同 五六二頁。
- (注九) 同 五六二頁。
- (注一〇) 同 五六五頁。
- (注一一) 二二・一三) 同 五六六頁。
- (注一二) 同 五六九一五七〇頁。
- (注一三) 同 五七三一五七四頁。
- (注一四) 「丁卯封事」(幽谷全集) 五七五頁以下。
- (注一五) 一八・一九・二〇) 同 五七八頁。
- (注一六) 同 五七九頁。
- (注一七) 「勤農或問」(幽谷全集) 一二二頁以下。
- (注一八) 二四・二五) 同 一二三頁。
- (注一九) 二六・二七・二八) 同 一二五頁。
- (注二〇) 同 一二七―八頁。
- (注二一) 三〇・三一・三二・三三) 同 一二八頁。
- (注二二) 三四・三五) 同 一三〇頁。
- (注二三) 同 一三二頁。
- (注二四) 三六) 同 一三三頁。
- (注二五) 三七・三八) 同 一三三頁。

と、その均等化の緊急不可欠なる所以との二面があることを述べた。かかる農民の負担中最大のものは主要街道筋の助郷役であり、しかも、その賦課方法が高掛であり、田地の持高に依じてなされていることは、封建社会の直接税の負担者である高持百姓の負担を過重にし、他方商工業をその負担より除き、ますます封建社会の矛盾を激化せしめつつあったことが論ぜられている。

(注六四・六五・六六・六七・六八) 同 一八六頁。

(注六九) 同 一九〇頁。

(注七〇・七一) 同 一九三頁。

(注七二) 同 一九五頁。

(注七三・七四・七五・七六) 同 一九六頁。

(注七七・七八) 同 一九六―七頁。

(注七九・八〇) 同 一九七頁。

(注八一) 同 一九八頁。

(注八二・八三) 同 二〇四頁。

(注八四) 同 二〇六頁。

(注三九) 同 一四二頁。

(注四〇・四一) 同 一四三頁。

(注四二) 同 一五一頁。

(注四三・四四) 同 一五七頁。

(注四五・四六) 同 一六〇頁。

(注四七・四八・四九・五〇・五一・五二) 同 一六七頁。

(注五三・五四・五五・五六・五七) 同 一六八頁。

(注五八・五九) 同 一七二頁。

(注六〇) 同 一七九頁。

(注六一) 同 一八〇頁。

(注六二) 同 一八六頁。

(注六三) 幽谷の力役に關しては、当時の事情の經濟史的考察とあいまってその持つ意味を検討したものに、大山敷太郎氏「藤田幽谷の力役課徴論」(「經濟史研究」第十七卷第六号、昭和十二年六月)がある。氏はそこで幽谷の力役課徴論には当時力役の課徴が如何に過重・苛酷であるかという事実論と、これを如何に軽減・安易ならしむべきかの政策論とから、すなわちその負担の不均等

国有化産業における価格・産出量政策

丸 尾 直 美

一、問題の提起

この小論において対象とするのは、しばしば基礎産業と呼ばれる産業の中で、固定設備費用が総費用のうちの大きな部分を占めるような種類の産業(例えば電力、ガス、鉄道、鉄鋼業等)である。周知の如く、この種の産業では、独占が経済的に不可避かつ有利であるのが普通である。何故、この種の産業を対象としたかということ、国有化が必要であると思われるのは主としてこの種の産業であるからである。実際に資本主義国において、国有化が問題とされるべき対象に選ばれるのも主としてこの種の産業である。又、国有化しない場合は、独占を許容しつつ統制する必要があるが、いずれの場合にしても、この種の産業に属する企業の統制の基準を得るためには、正しい価格・産出量政策の在り方を明らかにすることが極めて大切となる。

国有企業乃至公有企業における価格・産出量政策に關連する議論

国有化産業における価格・産出量政策

はいろいろな立場乃至観点からなされて来ている。先ず第一に挙ぐべきは、近代経済学者による純理論的論争である。この論争の中では二つの問題をめぐる議論が特に重要である。その一つは社会主義社会における経済計算問題をめぐる議論であり他の一つは、「理想的(Ideal) 価格」乃至「理想的産出量」についての厚生経済学的議論である。第二に、経営学的立場からなされる公益事業料金論も価格乃至産出量政策についての議論である。第三に、英、仏などの資本主義国の国有化企業で行なわれた実際の、価格乃至産出量政策をめぐる議論がある。最後に、共産主義圏——特にソ連——における価値価格論争も国有企業の価格・産出量政策の在り方についての論争に關連がある。これはマルクス主義理論による価値及び価格をめぐっての議論である。更にこれらの論争に別の立場から加わった者などを加えれば、公有企業における価格・産出量政策は実に様々な観点から関心を持たれ、議論されて来ているといえる。

* 価格・産出量政策と呼ぶのは、価格と産出量とは、どちらかを